

# 混合塩化物（粒状凍結防止剤）購入仕様書

## 1. 規格

### (1) 成分・組成

- ・成分：塩化ナトリウムと塩化マグネシウム
- ・組成：塩化ナトリウム(NaCl 純度 95%以上) と塩化マグネシウム(MgCl<sub>2</sub> 成分 45%以上)の混合物(塩化ナトリウムが 80%以下、塩化マグネシウムの混合重量比は 20%程度であること) とすることとし成分表を提出すること。
- ・純度：塩化ナトリウムの純度は 95%以上であること。試験方法は、「塩試験方法 第 4 版」(2013 年 9 月 (公財) 塩事業センター) によること。また、塩化マグネシウムについても、それぞれ不純物 (塩化物以外のもの) が 5%以下であること。
- ・粒径：0.5mm 以下が 2%未満、5.6mm 以上が 2%未満とすること。試験方法は、JIS K 0069「化学製品のふるいわけ試験方法」における乾式ふるい分け方法によること。

### (2) 安全性

- ・有害物質：納入予定材料濃度 10%の水溶液における含有成分が、別紙-1 の有害物質の種類毎の許容限度に適合すること。

### (3) 試験報告書・証明書類の提出

- ・上記 (1) を証明する試験報告書および品質証明書を提出すること。成分については蛍光 X 線分析を行い、そのグラフデータ、また、成分割合についても提出すること。
- ・上記 (2) を証明する試験報告書の原本またはカラー複写版を提出すること。但し、(1) の成分に変更がない限り、当該年度は有効とし、再提出は必要ないものとする。
- ・上記の各種試験の実施に関しては、(一財)北海道環境科学技術センターまたは(地独)北海道立総合研究機構工業試験場等の北海道の公設試験研究機関(参考URL <http://www.hsc.or.jp/link/shiken.htm>) で実施することとし、方法は JIS 他に準拠するものとする。
- ・提出書類の作成に使用する言語は、すべて日本語とする。

### (4) 試験の実施

- ・契約者は、生産地及び工場等に変更があった場合、もしくは、北海道がその品質に疑義が生じ北海道より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。その際の試験資料は、納入予定品と同一のものとし、出荷される状態から JIS Z 8816 に準じて採取し、試料にはロット番号と製品番号を記入すること。また、試験は 3 検体について測定した、平均値とする。なお、これに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

## 2. その他の事項

### (1) 荷姿

- ・ 1t 又は 0.5t フレキシブルコンテナ（JIS Z 1651 2008 クロススタンダードの規格に準じラミネート0.04mm、またはこれと同等以上の品質を有するもの）で、種類及び記号等必要な項目を表面に印刷するか、タグを付ける。

### (2) 納入場所、引渡方法

- ・ 納入場所：北海道の指定する場所（詳細については別途指示）
- ・ 引渡方法：北海道が指定した納入場所で積み渡し（バラ積み）

### (3) 納入方法

- ・ 製品は分納とし、指示のあった日から10日以内に、指定材料を指定場所に指定数量を納入すること。

### (4) 購入予定数量

- ・ 1t 又は 0.5t フレキシブルコンテナ : 507, 000kg

別紙ー1 有害物質の種類及び基準値

有害物質の種類は、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第一の上欄に掲げる27種類の有害

物質のうち、揮発性物質を除いた表に示す16種類の物質とする。

当該物質の許容限度は、「排水基準を定める省令」別表第一の下欄に掲げる許容限度、北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）に許容限度が定められている場合には、その値とする。

備考1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを言う。

備考2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

備考3. 北海道が条例で定める排水基準の許容限度は、適用区域により異なる。本特記仕様書では、そのうちもっとも厳しい許容限度を適用している。

備考4. 検塩および検液の調製方法は、「塩試験方法第3版」（2007年1月1日発刊（財）塩事業センター）による。

備考5. 検定方法は、「排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示64号）によること。

表 有害物質の種類及び基準値

有害物質の種類	許容限度 (排水基準を定める省令)	許容限度(北海道が 条例で定める排水 基準)
カドミウムおよびその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg	0.01mg/L
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg	検出されないこと
有機リン化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジメ トン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1mg	検出されないこと
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg	
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg	0.05mg/L
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg	総水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
PCB	1Lにつき 0.003mg	
チウラム	1Lにつき 0.06mg	
シマジン	1Lにつき 0.03mg	
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg	
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg	
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素 10mg(海域以外 の公共用水域) 1Lにつきほう素 230mg(海域)	
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素 8mg(海域以外の 公共用水域) 1Lにつきふっ素 15mg(海域)	
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝 酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100mg	